



島根県報

平成27年9月18日（金）

第2,735号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ " ）	2
介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	（高 齢 者 福 祉 課）	2
保安林の指定（2件）	（森 林 整 備 課）	3

【公 告】

基本測量の実施	（技 術 管 理 課）	4
開発行為に関する工事の完了	（都 市 計 画 課）	4
都市計画変更の図書の縦覧	（ " ）	4

【特定調達公告】

統合宛名管理システム構築・運用保守業務の調達に係る随意契約の相手方等	（情 報 政 策 課）	4
島根県立出雲工業高等学校太陽光・風力発電装置一式に係る一般競争入札の落札者等	（教 育 施 設 課）	5
島根県立出雲工業高等学校旋盤に係る一般競争入札の落札者等	（ " ）	5
島根県立江津工業高等学校「普通旋盤」一式に係る一般競争入札の落札者等	（ " ）	6

【教委公告】

平成28年度島根県立高等学校特別体育専任教員採用候補者選考試験の実施	（学 校 企 画 課）	7
------------------------------------	-------------	---

告 示**島根県告示第639号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成27年9月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
つだ胃腸科・内科クリニック	松江市西津田三丁目5番21号	平成27年9月1日
株式会社 山藤薬局 和木支店	江津市嘉久志町2425番地47先	平成27年9月1日
太陽薬局 上乃木店	松江市上乃木二丁目29番地2	平成27年9月1日

島根県告示第640号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成27年9月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
有限会社 幸久の家	大田市久利町行恒528番地	介護予防認知症対応型共同生活介護	グループホーム 陽だまりの森	大田市久利町久利691番地	平成27年9月1日
社会福祉法人 吾郷会	邑智郡美郷町滝原167番地1	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護 ふたばの里	邑智郡美郷町長藤745番地5	平成27年9月1日
社会福祉法人 吾郷会	邑智郡美郷町滝原167番地1	介護予防小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護 ふたばの里	邑智郡美郷町長藤745番地5	平成27年9月1日

島根県告示第641号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成27年9月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
たかさごクリニック	江津市江津町1110-15	平成27年9月1日

島根県告示第642号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成27年9月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
益田市訪問看護・介護ステーション 株式会社さくらんぼ	居宅介護支援	益田居宅介護支援事業所 さくらんぼ	益田市駅前町3-19	平成27年9月16日

島根県告示第643号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成27年 9 月 18 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所
浜田市横山町1027
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第644号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成27年 9 月 18 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所
隠岐郡隠岐の島町布施潰山21、26-3
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年 9 月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
基本測量（電子基準点現地調査）
- 2 作業期間
平成27年 9 月18日から同年12月11日まで
- 3 作業地域
松江市、出雲市、大田市、安来市、雲南市、仁多郡奥出雲町、隠岐郡西ノ島町及び隠岐郡隠岐の島町

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年 9 月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 開発区域
安来市東赤江町字別石164番1
面積 416.93平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
安来市東赤江町166番地
吉田 渡

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成27年 9 月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
松江圏都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島

根県規則第83号) 第9条の規定により公告する。

平成27年 9月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 役務の名称及び数量
統合宛名管理システム構築・運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県地域振興部情報政策課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成27年 7月23日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社山陰支社 山陰支社長 山下 彰 島根県松江市学園二丁目10番14号
- 5 随意契約に係る契約金額
141,105,840円(消費税及び地方消費税を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

次のとおり落札者等を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公告する。

平成27年 9月18日

島根県教育委員会教育長 藤 原 孝 行

- 1 物品の名称及び数量
島根県立出雲工業高等学校太陽光・風力発電装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県教育庁教育施設課 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日
平成27年 8月 3日
- 4 落札者の氏名及び住所
有限会社鳥嶋商事 代表取締役 熊谷 功輝 島根県松江市学園南一丁目14番16号
- 5 落札金額
29,916,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成27年 6月16日

次のとおり落札者等を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則

第83号) 第9条の規定により公告する。

平成27年 9月18日

島根県教育委員会教育長 藤 原 孝 行

- 1 物品の名称及び数量
島根県立出雲工業高等学校旋盤 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県教育庁教育施設課 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日
平成27年 8月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
サンプラス株式会社 代表取締役 海田 孝雄 島根県出雲市平野町735番地
- 5 落札金額
41,029,200円 (消費税及び地方消費税を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成27年 7月17日

次のとおり落札者等を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公告する。

平成27年 9月18日

島根県教育委員会教育長 藤 原 孝 行

- 1 物品の名称及び数量
島根県立江津工業高等学校「普通旋盤」 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県教育庁教育施設課 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日
平成27年 7月17日
- 4 落札者の氏名及び住所
協同組合島根県鐵工会 代表理事 児玉 泰州 島根県松江市西津田一丁目9番50号
- 5 落札金額
28,944,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成27年 6月 5日

教 育 委 員 会 公 告

平成28年度島根県立高等学校特別体育専任教員採用候補者選考試験を次のとおり実施する。

平成27年 9 月 18 日

島根県教育委員会教育長 藤 原 孝 行

1 目的

この選考試験は、平成28年度に島根県立高等学校特別体育専任教員として採用する候補者を選考するために行います。

2 募集職種、募集教科及び採用予定人員

募集職種	募集教科（種目）	採用予定人員
高等学校教諭	保健体育（水球）	1名

3 出願資格

次の(1)から(3)までの全てに該当する者が出願できます。

- (1) 昭和46年4月2日以降の出生者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条の欠格事由に該当しない者
- (3) 高等学校教諭の普通免許状（保健体育）所有者（平成28年3月31日までに取得見込みの者を含む。）

備考1 普通免許状とは、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する教員免許状に限ります。

- 2 日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師に任用します。この場合、2の募集職種欄の「高等学校教諭」を「任用の期限を付さない高等学校常勤講師」と読み替えます。

4 出願手続

- (1) 出願期間等 平成27年10月26日（月）から同年11月6日（金）まで
 - ア 角形2号封筒の表に「特別体育専任教員選考試験願書在中」と朱書してください。
 - イ 持参の場合の受付時間は、月曜日から金曜日までの9時から17時までとします（祝日を除く。）。
 - ウ 郵送の場合は、平成27年11月6日（金）の消印があるものまで有効とします。
- (2) 願書等の提出先 〒690-8502 松江市殿町1番地 島根県教育庁学校企画課
- (3) 受験票は、11月12日（木）以降に郵送します。受験票が11月20日（金）までに届かない場合は、島根県教育庁学校企画課に照会してください。

5 提出書類

(1) 平成28年度特別体育専任教員採用候補者選考試験願書	様式1に記入してください。 ※必ず写真を貼付すること。なお、受験票用に願書と同じ写真がもう1枚必要です。	1部
(2) 競技歴・指導歴調査票	様式2に記入してください。	1部
(3) 教員免許状の証明書等	(免許状所有者) ・所有する全ての教員免許状（願書に記入したもの）の授与証明書（授与された都道府県教育委員会へ申請すること。） なお、免許状記載の氏名に変更がある場合には、それを証明する書類を貼付してください。 (免許状取得見込者) ・平成28年3月31日卒業予定者は、在学する大学の発行する免許状取得見込証明書 ・通信教育受講者は、免許取得可能であることを証明する書類（履修証明書等）	1部
(4) 連絡用封筒	角形2号封筒（33.2センチメートル×24.0センチメートル）に365円分の	

	切手を貼付し、郵便番号、住所及び氏名（「様」をつける。）を明記してください。封筒の口には両面テープを貼ること。	2部
--	---	----

(注) 受験票用の写真について 願書受付後、教育委員会より受験票を送付します。送付した受験票に願書と同じ写真を貼付し、受験日に必ず持参してください。

6 選考試験

(1) 試験日及び会場

期日 平成27年11月28日（土）

会場 島根県立松江南高等学校 松江市八雲台1-1-1

島根県立水泳プール 松江市上乃木10-4-2

(連絡先) 島根県教育庁学校企画課 TEL 0852-22-5763、080-6306-3698 (携帯)

(2) 試験内容

ア 筆記試験等

教育公務員として必要な一般教養及び教職教養、高等学校保健体育科教諭として必要な専門的知識及び教養（水球の内容を含む。）並びに面接及び模擬授業

イ 実技試験 保健体育実技（水球の内容を含む。）

※詳しくは、受験票送付の際に通知します。

(3) 選考結果の通知

平成27年12月24日（木）午前9時に県庁前掲示板に掲示するほか、途中棄権者を除く全受験者に通知します。併せて学校企画課ホームページ (<http://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/>) に掲載します。

選考結果の情報提供を試験不合格者のうち、希望する者に対して行います。試験ごとの成績を3段階で情報提供します。希望しない場合は、願書の該当欄に×印を記入してください。

7 勤務校等

(1) 島根県立高等学校特別体育専任教員として採用する場合の勤務校は、次のとおりとします。

島根県立江津高等学校 島根県江津市都野津町293

(2) 特別体育専任教員としての勤務内容、勤務条件については、県教育委員会が別に定める「県立高等学校特別体育専任教員取扱要綱」によるものとします。

8 採用候補者名簿登載等

(1) 選考試験の成績及び提出された書類等により選考し、平成28年度島根県立高等学校特別体育専任教員採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に登載します。

(2) 名簿登載有効期間は、登載された日から平成29年4月1日までとします。

(3) 資格要件を失った場合又は申請書類に虚偽の記載があった場合には、名簿登載は失効します。

(4) 名簿登載者には、健康診断書の提出を求めます。

9 その他

(1) 問合せ先 島根県教育庁学校企画課 TEL 0852-22-5763

(2) 提出書類の記載事項に変更が生じた時は、速やかに文書（はがき可）で届け出てください。

(3) 提出書類については、一切返却しません。